

# 平成30年7月5日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日時	平成30年7月5日(木) 午後3時00分
場所	教育委員会室
開会	午後3時00分
閉会	午後3時54分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	宮 本 知 幸
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	石 岡 克 己
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

## 2 議題について

### (1) 議決事項

第1 議案第28号 墨田区立学校不登校対策基本方針の策定について

## 3 会議の概要について

**教育長** それでは、本日の教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は、坂根委員にお願いいたします。

## 議決事項第1・・・資料P1～6

議案第28号「墨田区立学校不登校対策基本方針の策定について」上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

**教育長** これが委員会で決定できれば、校長等に指示するのでよろしくお願いします。では、何かご質疑ご意見はありますか。

**坂根委員** はじめに、資料のP2不登校の定義の(1)ですが、これは法律の第2条そのままでしょうか。例えば、「相当の期間学校」は、ぱっと見て「期間学校」にみたくに見えますが期間と学校の間には点は要らないでしょうか。

**指導室統括指導主事** こちらは、原文のとおりです。点は入りません。

**坂根委員** それから、(2)「30日以上欠席者のうち「病気」や「経済的理由」と、この括弧ですが、これはそのままでしょうか。小説なんかで、括弧の中に二重括弧を使わない場合は、括弧の長さが短くなっています。「病気」というところ、「30日」の括弧より短くなっていないとわかりにくいので、確認をお願いいたします。

**指導室長** こちらについては問題行動調査の調査用紙等から引用しておりますが、「30日」というところの前に鍵括弧がない平文の中で出ております。「病気」や「経済的理由」の括弧についてはこの括弧を使っているということで、前後の括弧は取れている形になっています。法律の条文から引くということがかぎ括弧をつけておりますが、ご指摘いただきまして、表記がわかりづらいため、(1)、(2)とも文の前後のかぎ括弧を取らせていただくという形でよろしいでしょうか。

**坂根委員** はい、わかりました。

**阿部委員** 基本的な質問ですが、今の箇所、30日以上欠席者のうち「病気」や「経済的理由」等を除いたものとあるんですけども、除外事由はほかにも幾つかあるということですか。

**指導室長** その他の事由というところで示されております。

**阿部委員** ということは、本人の内面的なことではなく、物理的な要因で、登校できないというようなニュアンスと考えてよいのですか。

**指導室長** そういう可能性もさまざまに考えられます。

**阿部委員** もう一点、資料のP6の9の教育委員会の役割のところの(3)ですが、スクールソーシャルワーカーについて、これを見ると、各学校からの申請に応じてとあるのは、何か学校で対応できない困難ケースということですか。

**指導室長** スクールソーシャルワーカーについては、基本的に家庭との連携がとりづらい、あるいは家庭に対する福祉的な支援が必要であると思われた場合に、学校から派遣申請を受けるという形で、家庭訪問をしていただきます。

**阿部委員** 不登校の場合は、本人の心情的な問題はカウンセラーが相談に乗ると思うんですけども、ソーシャルワーカーが頼まれればすぐ先生と連携しながら積極的に対応できるような方策を講じることが出来れば、もっとよくなるかなという印象を受けました。待ちの姿勢で難しいケースを担当するようなイメージだったので、ここは何かもっとうまく有効活用できないでしょうか。

**指導室長** 今まで、中学校段階でスクールソーシャルワーカーを活用するとき、なかなか家庭に入っていけないというようなお話もいただいております。教育委員会としては、今後の対応において小学校段階から積極的に働きかけるとというのがひとつ。それから、スクールソーシャルワーカーは、学校からの依頼で家庭訪問するだけではなくて、巡回的に各学校の担当者と情報交換等を行いまして、積極的な働きかけにも繋げられるようにしているところです。

**次長** 外部の専門の人材として、今お話にあったスクールソーシャルワーカーと、それからスクールカウンセラーがいます。スクールカウンセラーというのは、いわゆる臨床心理士で、各学校に定期的に派遣して、生徒や教員の相談事に乗ってもらったりしています。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士やそれに準ずるような資格を持っている人で、福祉施策に明るい人です。基本的には、不登校対策は学校できちっとマネジメントしてほしいところではありますが、学校の資源だけではなかなかできないような、例えば家庭の貧困でありますとか、それから家庭環境が非常に複雑な場合があります。要は子ども自身だけの問題ではなく、家庭環境に関わり合いを持って、問題を一つ一つ解きほぐさなくてはいけないケースがあるものですから、そういう場合にはスクールソーシャルワーカーが入って、もし経済的な問題であれば福祉事務所につなげるですとか、例えば家族の中で精神的な疾患をお持ちの場合で、なかなか養育能力がないというケース、そういう場合は保健所なり病院につなげるとか、そういう問題を解決していくという役割を担っています。ですので、ソーシャルワーカーを入れても、学校も連携してやっていくことになります。

**阿部委員** わかりました。

**雁部委員** 全般的に、不登校になるのは児童・生徒本人なので、なぜ学校に行きたくないのか、そこから見きわめていく、学校でいろいろ対応と言っても、本人の意思が一番大事だと思います。それで、新聞に載っていたんですが、不登校の原因の1位が学校の先生で、パーセンテージがとて高かった。そうすると、例えば、担任の先生が嫌だから行かないという話になったときに、担任の先生が直接行って、なぜ来ないのと話をしても恐らく埒が明かなくなってしまうと思います。だから、なぜ行きたくないのかという部分については、第三者的な方にまずワンテンポ置いてもらって、原因を究明するという方が多分、子どもは話しやすいと思います。当事者である学校に対して子どもが素直に、例えばあの先生が嫌だから行きたくないとは言えないと思うので、

その辺の心のケアを、今、阿部委員がおっしゃったようなスクールソーシャルワーカーなどをお願いして、そこから始めた方が早いのではないかと思います。子どもが学校に行かない原因が学校になってしまっていると、学校の当事者が子どもにいろいろ言っても、問題は解決していかないような気がします。その辺は少し考えた方がよいと思います。子どもの気持ちを酌んであげる第三者がいることがすごく大事になってくると思うので、その辺も考慮した方がよいかなと感じました。

**指導室長** 不登校の要因はさまざまです。昨年度の資料ではありますが、教職員との関係をめぐる問題、小学校においては4名、中学校においては7名ということで、全体からするとこれが一番多い理由となつてはおりません。ただ、やはり当然ながら学校に対する不適應で課題を抱えている子どもたちは多くいると思います。原則としては、やはり担任が子どもたちの状況を一番知っていて、保護者との連携もとれるということではありますが、当然その不登校理由については、担任だけではなく、スクールカウンセラーや学年の教員などが役割分担して行うということで進めていこうと考えています。また、外部の方にご協力をいただくということも重要ですが、状況に応じて、誰がどのような役割を果たしていくかということをしかりと、学校の組織の中で役割分担をして進めていくという形になるかと思っています。そのような内容で、こちらの学校の対応を作っております。

**教育長** 雁部委員が今おっしゃった、学校の教員が原因だとすると、解決方法としてはどんなものが想定されますか。

**指導室長** まず、学校の教員が原因という訴えがあった場合は、当然その当該の担任以外が保護者や子どもの話を聞き取るというのが始まりになります。その中で関係調整をしていくのが第一になると考えられます。当然、担任の方が何らかの理由を持っていた場合もあるし、子どもの方の誤解という可能性もありますので、まずはその関係調整をして、不登校にならないような働きかけをしていきます。しかし、どうしてもここで解決できない人間関係のずれということも考えられますので、その場合それが理由で不登校が長期化してしまつて子どもたちに学習機会がきちんと確保されないということになりましたら、例えば取り出しでの指導や、あるいは学級替えをして、子どもたちの学習環境を変えるというような対応も考えています。

**教育長** 関係調整というのは、他の教員がやって、それで例えば子どもがこういうところで教員がだめなんだという話になると、それを担任の教員が、いや、これはこういうことだったんですよと説明しながら関係を調整して、それでもだめな場合にということですね。

**指導室長** はい。

**教育長** よろしいですか、雁部委員。今の実態としてはそのようにやっております。

**雁部委員** 初動として子どもの意思を聞くのが一番大事なので、そのやり方を少し考えた方がよ

いのではないのでしょうか。

**教育長** その初動の話を具体的にしてくれますか。

**指導室長** 具体的には、まず欠席傾向が見えた時は、すぐに家庭に連絡を取って、本人あるいは保護者と話をして十分に情報を集めます。それ以外にも、毎年2回、生活状況の調査の中で心理調査を、子どもたちが学校生活における不満や不安を抱いていないかということアイチェックに取り組んでおりますので、それらの情報で子どもの心理状況を把握します。その上で、スクールカウンセラー等が子どもに話を聞くというような、さまざまな形で子どもの気持ちを聞ける機会を設けております。

**坂根委員** それに関連して、例えば学校や担任に問題がある場合に、その学校に直接、聞かないということが多いと思います。学級担任に問題があると、その学級担任や学校に相談をしたくないというような場合があると思うのですが、その場合どうなんでしょうか。

**指導室長** 保護者の方、あるいは本人が学級担任に不満がある、ただし学級担任とは話をしたくないというような場合は、主に管理職に相談が入ります。あるいは、中学校ですと学年主任に相談が入るといった事例が多くなっております。当然、指導室に相談が入ることもありますので、そのようなときは十分に本人、保護者の意向を聞いた上で、学校に伝えていきます。

**坂根委員** まず、その学級担任に言いたくない場合は学年担任にですね。それから学校自体にも言いたくないような傾向があると思うのですが、その場合は直接指導室にということですか。

**指導室長** そういう事例もあります。

**坂根委員** 雁部委員のお話もありますけれども、私も、いろんな窓口があってしかるべきだと思います。先ほどスクールソーシャルワーカーの話がありましたが、それに関連して資料のP4の(4)のイに少し書いてある「心理・医療関係者などの専門的な意見等を参考として」というところの医療機関というのは、相談窓口を知らない場合に、そういうところで悩んでしまって、行き場がないということがあるので、やはり学校以外のところも、もう少しはっきりさせた方がよいのではないかと思います。それに、先ほどの雁部委員のお話に関連して、資料のP3、5の(3)、ここで「専門性を活用した不登校要素のある児童・生徒への支援」ということで、2行目、「児童・生徒の状況を最も理解している学級担任が中心となり」という部分ですが、理解しているというと、心情的には理解しているように思えるのですが、状況を把握しているならよいのですが、理解していない学級担任の場合は、もちろん相談もしたくないでしょう。この理解という文言が、少しひっかかります。

**浅松委員** 今までの話も含めて、資料のP3の、校内組織の中で、管理職を含めた、これだけのメンバーを全て集めるわけではないですけれども、週に1回ないし2回、校内での適応指導委員会、あるいは特別支援委員会というものがあります。そして担任が不登校生徒との信頼関係を失

墜している場合は学年主任がまずは全体を見ていなきゃいけない。あるいは、養護教諭のところに行く場合もあります。週に何回か来るスクールカウンセラー以外のところでは、養護教諭が常勤しておりますので、最近ではけがの手当て以上に心の悩み等を打ち明けています。中学、高校になればより一層そうだと思います。そうした情報を管理職も含め共有して、適切な諸機関との、坂根委員がおっしゃったように心療内科など医療的なものも含めて、そこで分析と判断をきちんと組織的に行っていけば、学校に対する不信を持っている子どもや保護者も大分解消されていきます。これは私も実際に校長の経験の中でありました。もちろん全部がそれで解決するわけではありませんが、ですので、不登校対策の校内組織をきちんと機能させるということがすごく大事ななと思っています。

**教育長** 先ほど、坂根委員からあった相談窓口について、もう少し具体的に説明してもらえますか。

**指導室長** 子どもが話せる窓口としては、学級担任、学年担任、小学校高学年あるいは中学校では専科の、その他の教科の教員がおります。それから、養護教諭が話の受け皿になっています。中学生については、部活動の顧問が話を聞くということもありまして、これらの情報を、しっかり校内組織の中で共有するという形になります。それから、教員以外ですと、各学校に配置されているスクールカウンセラーが教育相談を受けるということになっております。学校外については、本区においては、スクールサポートセンターに電話相談等機関を設けておりますので、そちらにご連絡をいただいて、相談を受けるといった形もっております。おおむね、相談をする体制としてはそのような形です。

**次長** 不登校対策ですが、子どもによって原因はさまざまですので、原因が何なのか探るというのがまず第一です。学校側が原因を探っていくと思いますが、学校にいる人材だけではなかなかできない場合については、他に繋げていくこととなります。その場合、例えばスクールソーシャルワーカーであったり、最初から原因がはっきりしているのであれば、保護者に対して行政機関につなげるように働きかけています。それらを検証して、いろんな資源があることを学校にも認知してもらうように働きかけをしております。

**教育長** つなげていくときに、例えば医療機関や福祉事務所等、具体例を挙げてもらえますか。

**次長** 精神的な問題がある場合については、精神保健はまだ保健所が一義的に扱っていますので、保健所に相談します。あとはその人に応じて、保健所がいろいろ判断していくことになると思います。それから教育相談にいらっしゃった場合についても、臨床心理士がいますので、その人がカウンセリングをして、医療につなげた方がよいのか、もしくは経済的な問題でそれを解決しないと解きほぐせない話であれば、当然福祉事務所につなげていく話になっていきますので、相談を受けたところで考えていく。問題が何で、どこにつなげたらよいのかというのは、その相談を

受けたところで考えていく。もし、わからなければ、まず学校組織で、一人で抱えないで組織で対応して、学校でもできないという判断であれば、指導室に相談するなり、そういうサポートセンターなり、教育相談室に相談するなりということで広げていくという、そのネットワークを使っていくという発想を、学校に持ってもらうのが一番重要なのかなと思っています。

**指導室長** 医療機関につなげるというのが、子どもたち、特に義務教育学校段階の子どもたちは、本人意向というよりは、保護者の理解を得るということが一番重要になります。そうしたときに、学校の教員が保護者の意に反して医療受診を勧めるというような形だと、その後の関係が悪化する可能性もあります。ですので、基本的には校内においてはスクールカウンセラー、心理士というようなところが医療に診てもらうのはどうだろうかという、専門的な立場で助言をするということです。それから、スクールサポートセンター等で代理で相談をいただいた場合は、その状況に応じて原因をきちんと把握し、医療機関を勧めていくというようなこともありまして、スクールソーシャルワーカーから医療につながった例は報告があります。

**坂根委員** 今、指導室長のおっしゃったのは精神的な医療など特別なものですが、私が申し上げているのは、普通の医療機関で、例えば病院の地域連携室との関係とか、そういうことは出ていないような気がします。例えば、一番子どもと関係のあるのは普通の内科医ですね。そこで、どういう相談ルートがあるかわかればよいということです。特別な医療とか心理の専門家ということではないんです。

**次長** そういう一般的な医療につなげていくという話であれば、学校医がその役割をする可能性は高いと思っています。ですから、学校で認知して、医療的な相談をしたいとなれば、学校医に相談をしてみて、指示を仰いで、次の問題解決につなげる。繰り返しになりますが、そういう様々な外部資源を使っていくという発想があれば、選択肢が広がっていくのかなと思います。

**坂根委員** そうですね。例えば地域連携室などにこういうことができますというようなルートを示すということですね。もちろん、教育委員会からのお知らせで最初にメッセージをつけたりするなどありますけれど、保護者の側がそれを一々覚えているわけでもないですし、困ったときまず頼むところというのは、学校医までいかなくても、地域の先生であったりすると思います。

**次長** 地域連携室は、比較的大きな病院にはあるかと思います。地域連携室などでよくご相談があるのは、やはり経済的なご相談が一番多いのかなと思います。経済的要因を除外してあげるといふことであれば、福祉事務所につなげる、そういうことは医療連携室でしていますし、福祉事務所と医療連携室は常時そういう交流がありますので、問題解決につながっていくという形が一般的かなと思います。

**坂根委員** そうですね。私が関連している病院でもいろいろ、栄養士さんが街角食堂などをやっています。そういうところからでもつなげていければよいのではないかと考えています。

**教育長** 先ほど浅松委員が言った組織的な対応について、指導室長から補足してください。

**指導室長** 組織的な対応ということで、これまでも不登校防止については行われてきておりますが、29年度の状況を学校に聞き取りをしたところ、学年による差、学級担任による差というものがありまして、必ずしも組織的な取り組みが実際に行われていない状況がありました。そこで、改めて今回、不登校対策の校内委員会と、そして不登校対策担当者を位置づけて、そこを中心にしていくことを明記させていただきました。いじめ対策で委員会を行うことを徹底した結果、組織的な対応が随分進んだと思います。当然ながら、このメンバーすべてを常時集めることはできませんので、基本的には当該の生徒に関わる学年の教員が、校長、副校長と一緒に指導していきます。

**浅松委員** よくわかりました。特別支援教育コーディネーターが、実際は養護教諭が兼ねていたり、あるいは一般に主幹級の者が担っていたりと、学校によって事情は違うんでしょうけれども、やはり大事なのは管理職だと思います。直接校長室に電話、あるいは副校長をお願いしたいという場合は、大体担任との関係がうまくいっていない時なので、そこで間髪入れずしっかり、忙しい中でも学校内の事情を把握して、リーダーシップを発揮しなくてはならない。不登校対策については管理職のリーダーシップが大事だと思います。

**教育長** 先ほど坂根委員が言われた資料のP3の(3)の児童・生徒の状況を最も理解している学級担任という表現について、事務局からはどうですか。

**指導室長** 実際、理解しておいてほしいという願いもあります。

**教育長** これは、状況を把握すべきということで、よろしいですか。

**指導室長** はい。

**教育長** 実際問題として、小学校においては学級担任は四六時中見ているので、ある程度はわかっているかもしれませんが。一方で雁部委員が言うように、本当に出てこられなくなってしまった子は、対応が必要ですが、ただ、言われたからこそ出てこないという子もいるので、見極めがすごく大切になります。言われたから出てこないとなると、結局子どもとの信頼関係がないかもしれない。なので日ごろの教員と子どもとの関係も考慮していかないといけない。完全に関係が壊れてしまっていたら、指導室長が言ったような形で対応していく必要がある。それから、去年からやっていることですが、予防も力を入れていきます。今は事後対応について話していますが、予防についてはチェックリストを作っています。

**坂根委員** 資料のP3の5に不登校予防の視点とありますが、その前の4の(2)「不登校対策担当者」は事前の対策、事後の対応、とあります。不登校の事前の対策という言い方、これはどうなるのでしょうか。次のページの6、学校の対応では、不登校の早期対応及び解消とあり、早期対応はわかるのですが。この文言はいかがなんでしょうか。



**次長** その期間を捉えた形なので、事前という言葉置きかえるのであれば、予防的対策ということになるでしょうし、事後というのは、実際不登校の状態に陥ってしまった場合ということで、換言した言い方です。

**坂根委員** わかりました。

**雁部委員** 今、不登校予防の話がありましたが、不登校というのは今に始まったことではなく、墨田区に限らず他の地域も含めて、多分不登校に対するデータというのがある程度あると思うんですよね。ですから、それも活用しながら予防にあたることも検討していったらよいと思います。それをもとに、教育委員会の役割で、資料のP6、9の(2)の教員の研修という部分でデータを生かす。何でもそうですけれども、経験がある教員は、過去に似たような事例があれば、それを参考に対応するんでしょうが、経験のない教員は、データがあるとおそらく対応しやすいと思うので、不登校になる原因のデータを集約して、研修に活かしたらよいのではないのでしょうか。

**教育長** 雁部委員の意見を踏まえて、今の研修の状況について話してください。

**指導室長** 不登校対策担当者連絡会を設置して情報交換や、区内の不登校の状況のデータ等に基づいて具体的な指導・助言をしています。それから、若手教員向けということで、今年は2年次で行いましたが、心理的なアプローチから不登校の子どもたちを理解するというような研修をして、予防的な働きかけと保護者連携という内容で行っております。管理職に対しては、今年度は不登校の状況についてまとめた資料を配って、各学校の不登校の状況等も確認した上で、どの時期に対応を行うのが望ましいのかということを具体的に教示しています。また、経験のある方が学校における支援の指導・助言ができると望ましいと思っておりますので、当然学校の中でベテランの教員と若手の教員が補い合うようにすることのほか、適応指導教室の担当者も必要に応じて学校において指導・助言が行えるようにしております。

**教育長** 不登校対策担当者連絡会の情報交換とありましたが、その成功例や効果がなかった例など、具体的な話を交換でしているということによろしいですか。

**指導室長** 実際には、各学校の不登校対策の成功例と、教育長がおっしゃったような実態について情報共有をしています。校種別でやっております。

**教育長** そして校内研修等で情報を共有していくということによろしいですか。

**指導室長** はい、校内で伝えていくということです。

**坂根委員** どういう研修かということについて、例えばいじめに関してですが、私がBSテレビでオランダのいじめ対策について見たものでは、実際に教員がそのいじめを受けるロールプレイをしていました。ですので、皆さん参加しているとは思いますが、何か切実に思うような体験研修を全員ができなかったら、DVDで皆さんに発信するというような具体的なものがよいのではないかと考えます。

**指導室長** 研修の形態につきましては、対象者の経験あるいはそのグループの人数等によって、効果的な方法が変わってくるかと思えます。例えば、複数回行っている初任者の研修で、グループである程度の間関係ができるようなところまで行わせる場合の研修と、その場に急に集合した研修では、また違ってくると思っております。今お話がありましたロールプレイング的なものとか、具体的に手だてを学ぶこと、自分が被害の立場を経験するところも工夫して、更に研修の内容が実感的に理解できるようにしていきたいと思えます。

**教育長** 経験がない人とある人でやはり違ってしまいませんか。

**坂根委員** 違います。

**教育長** いじめも不登校もそうですが、初任者と中堅だと視点も違うので、組織でやって補う。結局自分の経験の中でやらなくてはいけないから、雁部委員がおっしゃった情報の共有化が常に重要になってくると思えますので、そういった形で研修を行う。坂根委員も今おっしゃった研修の形態を、再度また検討していきたいと思えます。

**阿部委員** よくわかりましたけれども、1つだけ付け加えさせてもらおうと、特異な例だとは思いますが、経済的な理由だとか、いろいろ家庭に問題があるようなケースで考えると、「学校、保護者、関係機関が連携して対策を」とあるんですけれども、最終責任はやっぱり保護者だと思えます。ところが、その保護者が期待できない、義務を果たせないようなご家庭があった場合に、子どもは教育を受ける機会を与えられなくなってしまうので、例えばソーシャルワーカーだとかそういう方にある程度権限を与えてあげないと、連携とか調整だけではおそらく、解決までいく間に3年間終わってしまうこともあるので、今後の制度として、そういう教育の機会が与えられない子どもを、ある程度バイアスをかけても就学の場に引っ張り出すような制度を作らないといけないのかなと思えました。

**指導室長** 家庭、保護者の養育機能がなく子どもが就学できないという子たちがいます。これは虐待という案件になります。そうした場合、スクールソーシャルワーカーが児童相談所への通告も含めて、児童相談所と連携して行っていくという形で、子どもたちの確実な就学につなげていきたいと考えます。

**阿部委員** 確かに、虐待なのかどうか、家庭自体がよく見えていないとわからないわけですね。

**指導室長** そうです。養育的な部分で明らかにその保護者が原因で就学ができていないということであれば、やはりこれは虐待になります。

**教育長** 次長から、スクールソーシャルワーカーの活用の仕方、結構時間がかかるということをお話していただけますか。単に話を聞いて、ただ関係機関につなげるのではなくて、一つの家庭にはかなり時間がかかりますね。

**次長** もちろんケースによるので、時間数は一律ではないですが。まず人間関係を作って、面接

してもらわなくてはいけないので、学校とは違う人間が行って、第三者的に行くということをまず理解してもらいます。多くの場合、自分で問題解決の手法を持っていないことからそういう状態になっているので、一定程度信頼関係を作り、問題になっている家庭状況について聞いて、解きほぐしていくという作業が一つ入ると思います。その中で要因が複合的であれば、どれが一番大きな要因を構成しているのかを考えて、それが経済的なことであれば福祉事務所でありまして、就労ができないという話であれば、就労機関につなげていきますし、医療的なものが必要であれば医療につなげていくということになります。ですから、そこまでいくと、学校のスタッフでやるというよりは、もう福祉的要素が強くなってきますから、スクールソーシャルワーカーで問題解決して、関係機関につなげていくというのが主になっていくのかなと考えております。

**教育長** 阿部委員がおっしゃった、その権限を渡すというのは、さっき指導室長が言ったように、例えば児童相談所につなげたりとか、その権限があるところにつなぐという役割なんですね。

**次長** 最終的に依頼するのは校長になると思いますので、ですからある意味のコーディネーター、調整者の役割で総合的見地から助言をしていくという形になるのかなと思っています。

**教育長** 権限を渡すことになると、公的なものだといろいろクリアしなければならない問題が多いということです。ただ、そういったことも場合によっては必要だとも思います。今、委員の方からいろいろご意見をいただいたので、そういうことも含めて実務的に対応していきたいと思えます。それから、情報の共有と、あと保護者の方にも子どもにも、やはり、いろんな窓口があるんだと周知することも必要になってくると思いますので、参考にしていきたいと思えます。

**坂根委員** よろしいですか。資料P3の4の(2)のオ、小・中学校の連携強化のための引き継ぎシートの管理という、これはそうなんですけれども、例えば中学での場合だと、卒業したらそこまでではなくて、その先の高校、それからその先の進学、就職まで、ひきこもりというような問題に関係があるので、ここで完結ではなく、その先のことも考える必要があると思うんです。私の知っている事例を申し上げたいのですが、ある方が卒業間際に、保健室には行っていたらしいですが不登校状態でした。卒業式にいろんな練習をするので、それに来ていないので卒業式には来ないでくれというような対応だったらしいです。私はまた聞きですが。それで保護者が非常に怒って、教育委員会に訴えろとかいう話でした。たまたま私が教育委員になった時で、それを聞いた方が私の市民活動の仲間でしたので、話を聞きました。不登校状態だけでも、保健室には通っていたと。では、その保健室の先生に相談して方法を考えてはというように進めました。またその方の知り合いの民生委員の方が非常によくお話ししてくださって、その民生委員の方が「卒業式に行く権利があるから、私がついて行ってあげましょう」というようなことも言って、結局学校がオーケーということで卒業式に出たんですね。出たことでとても喜んで、その後、高校にも行って、部活もやって、また上に進学したいといった事例がありました。そのときに、一

番最初に接触した私の友人が、1時間以上、雨の中話を聞いたらしいですが、そういうことからうまくいくこともあります。先ほど阿部委員のお話もありましたように、その保護者の方自身にも経済的なことを含めいろいろ問題があったらしいです。ですから、学校も非常に大変だと思いますが、その先のことも考えて、どんな場合でもどこかが受け入れる姿勢が大切だと考えます。それから、一番は、どこでもよいのですが、誰か話ができる人が1人でもいるということが突破口になると思うので、何か町会なり民生委員の方にも、そういうことがありますということも周知していただければと思います。

**次長** 国のひきこもりに関する調査で、そういう状態になったきっかけは何ですかという質問項目で、不登校がきっかけというのが少なからずあると認識しています。ですから、この不登校対策をやることで、その学校での登校状態、教育を受けてもらうような状態を作るとするのは当然ですけれども、将来的にそういうひきこもりの要因をつくらないというのも一つ大事な要素なのかなと思いますので、そういうこと考え方は周知をしていきたいと思っています。義務教育が終わるとなかなか区の教育委員会としては難しいですが、健全育成とか社会教育の分野でありますとか、あとは福祉や保健の一般施策、児童館で不登校になっていた子どもや社会に受け入れられなかった子どもを、社会参加するようにつなげた例もありますから、どこかに居場所をうまくつくってつなげていくという努力を、その人に応じて展開できるような、そういう努力は必要なのかなと思っています。

**坂根委員** ありがとうございます。

**教育長** 様々な意見をいただきましたので、これに盛り込めないものもありますが、実施の際にはそれらも考慮しながら、進めていきたいと思っています。では、議案第28号はただいまのご指摘の部分を修正した上で定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** それでは、そのとおり定めることにします。では、これで教育委員会を閉会します。